

# 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第7回）

日 時：令和2年3月9日（月）11:00～

場 所：審議会室

## 次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）各部の取組みについて

○ 緊急対策【第2弾】について

資料2

○ 国への緊急要望について

資料3



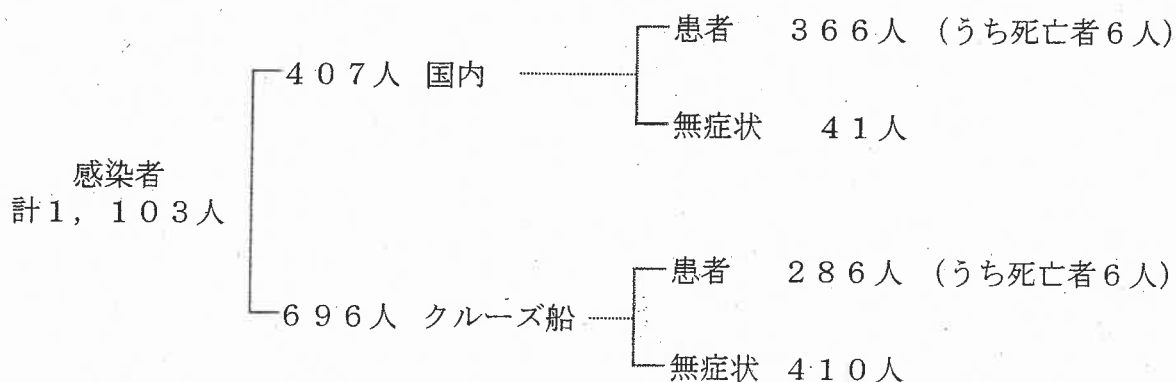
令和2年(2020年)3月9日

## 新型コロナウイルス感染者の発生状況について

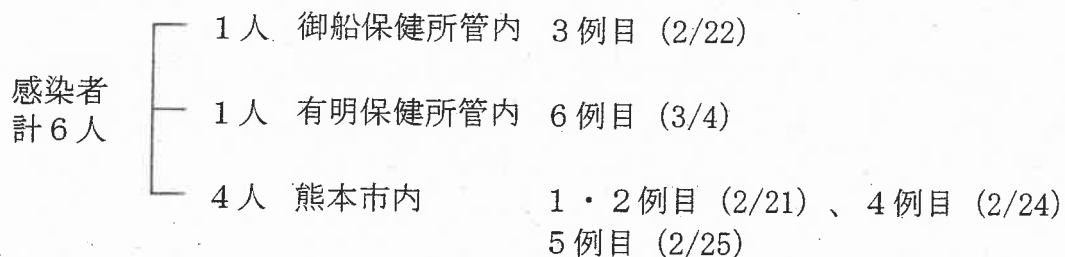
## 1 全体 ※3月7日時点

国・地域の数：中国、韓国、イタリア、イランなど 98の国と地域  
 感染者数：101,849人  
 死亡者数：3,486人

## 2 日本 ※3月7日時点



## 3 熊本県 ※3月9日時点





令和2年(2020年)3月9日

新型コロナウイルス感染者の状況及び検査件数について

1 感染者の状況(3月8日正午 医療機関から報告)

○御船保健所管内 60代の男性(県内3例目)

大きな変わりはなく、重症も変わりなし

発熱：なし

息苦しさ：軽度あり

2 検査件数

		8日の検査件数			8日までの合計		
		県検査分	熊本市検査分	県検査分	熊本市検査分		
検査件数		4	1	3	281	125	156
結果	陽性	0	0	0	6(2%)	2	4
	陰性	4	1	3	275(98%)	123	152

※有明保健所管内 40代の女性(県内6例目)の感染者の家族及び感染者が勤務している施設の職員・入居者の検査件数については含めていません。

3 有明保健所管内 40代の女性(県内6例目)の接触者について

3月4日(水)に発生が確認された、県内6例目の感染者の家族及び感染者が勤務している施設の職員・入居者のうち、昨日(3月8日)検査した36人について、検査結果は全て陰性でしたのでお知らせします。

(内訳)

	件数	検査済		今後 検査予定
		3月5日 ～ 3月7日	3月8日	
施設入所者	50	47	1	2
施設職員	132	79	35	18
感染者の家族	3	3	0	0
計	185	129	36	20

4 有明保健所管内 40代の女性（県内6例目）の検査について

国の基準に従い、無症状病原体保有者のPCR検査を以下のとおり実施した結果、退院可能な状態となり、3月7日退院されました。

（1回目）3月6日：陰性

（2回目）3月7日：陰性

【国が示す退院基準】

○無症状病原体保有者（PCR検査陽性・症状なしの方）の退院基準

- ・PCR検査陽性から48時間後に検体を採取し検査を実施。
- ・陰性の場合、12時間後に再度検体を採取し、再度陰性の場合には退院可となる。

## 新型コロナウイルス感染症について

## 1 感染者の状況について(3月8日12時現在)

いずれも大きな変化はなく、重篤、軽症も変わりなし

[1例目 20代の女性]

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし。

人工呼吸器装着中

[2例目 50代の男性]

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし。

全身倦怠感なし、息苦しさなし

[3例目 50代の男性]

発熱なし(午前7時56分 36.4度)(前日午前9時37分 36.6度)

全身倦怠感あり(軽度)、症状は咽頭痛なし、息苦しさなし 軽症

食欲 普通

[4例目 60代の女性]

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし。

息苦しさなし

食欲 普通

## 2 接触者の状況について(3月8日12時現在)

[1例目 20代の女性]

接触者 11名

3月2日、接触者11名に関する健康観察を終了

[2例目 50代の男性]

接触者 17名(うち1名は3例目の患者)

3月7日、接触者16名に関する健康観察を終了

[3例目 50代の男性]

接触者 9名(うち8名は2例目接触者と同じ)

3月7日、接触者9名に関する健康観察を終了

[4例目 60代の女性]

接触者なし

※検査済の方についても、引き続き健康観察中

※昨日からの変更点には、アンダーラインを記載

### 3 検査件数について

	3月7日の検査件数			検査件数(合計)		
		県分	熊本市分		県分	熊本市分
検査件数	<u>17</u>	<u>9</u>	<u>8</u>	<u>277</u>	<u>124</u>	<u>153</u>
結果	陽性	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6(2%)</u>	2	4
	陰性	<u>17</u>	<u>9</u>	<u>271(98%)</u>	<u>122</u>	<u>149</u>

※検査件数は、人数になります。

※熊本市分、退院等基準に基づく検査分については含めず、下記に別途記載。

### 4 退院等基準に基づく検査件数

[3例目 50代の男性]

	1回目	2回目
1	3/3 陽性	—
2	3/5 陽性	—

#### 【お問い合わせ先】

熊本市健康福祉局 感染症対策課  
096-364-3189



## 1 県民生活・県経済への影響の最小化

- 中小企業向け金融支援制度の拡充 【融資枠100億円を追加 100億円→200億円】 ※専決処分  
 金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分(県独自+国セーフティネット保証4号))について、次のとおり拡充
  - ・熊本地震分の借入残の借換えを可能とし、1年間の返済猶予と返済期間の延長による月々の返済負担軽減を実現
  - ・1者あたりの融資上限額を拡大(通常枠5千万円→8千万円、セーフティネット保証特別枠5千万円→8千万円)
  - ・融資枠として100億円を追加
- 農林漁業者向け金融支援制度の創設 【融資枠40億円】 ※専決処分  
 経営が悪化した農林漁業者に対し、保証料不要・3年間無利子の貸付金制度を創設  
 既存の農林漁業セーフティネット資金も3年間の無利子化を実施
- 県営住宅使用料、県税の納付等に係る柔軟な対応  
 所得税申告期限の延長と合わせた個人事業税の申告期限の延長(3月16日→4月16日)  
 その他、個別の相談に柔軟に対応
- 国に対して経済関係緊急要望の実施

(参考) 2月28日発表分

- 中小企業向け資金繰り支援制度の創設
- 雇用調整助成金の活用周知・要望
- 観光事業者等を対象とした状況把握、電話相談窓口の設置

## 2 感染症対策の体制強化

- 感染症指定医療機関等への医療用マスクの供給 ※専決処分  
 医療用マスクを優先供給するための国のスキームを活用し、感染症指定医療機関等が使用する医療用マスク(約5万枚予定)を調達

(参考) 2月28日発表分

- 保健所における個人防護服の追加購入
- 検査試薬類の追加購入
- 検査機関の機能強化
- 医療機関の設備の充実

※ 今後、状況を踏まえ、必要な事業を追加。



# 新型コロナウイルス感染症に係る緊急資金繰り対策の拡充

令和2年3月9日  
熊本地商工観光労働部

## 1 現状

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している（見込み）事業者に対して、次の県制度融資を実施中（3/2（月）～）。

	① 県独自分【R2. 2. 28専決】	② 国指定分【セーフティネット保証4号】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少(20%以上)
融資限度額	5,000万円(通常枠)	5,000万円(特別枠) ※①と併せて1億円
融資期間	1年～10年(据置期間 1年以内)	
上限利率 (償還期間による)	～(上限 年1.70%以内～年2.30%以内)	～(上限 年1.50%以内～年2.00%以内)
保証料率の 利用者負担	0.00%(県が全額補助)	
借換え	不可	

## 2 経済界から寄せられている課題

- 追加融資を受けたいが、熊本地震資金の返済中で返済の負担が大きく、新たな借り入れができない。  
⇒ 返済猶予と返済期間延長を受けつつ、新たな運転資金の借り入れもしたい。
- 熊本地震の時と比較しても、売り上げの減少幅が大きく、より多くの資金が必要。  
⇒ 県制度融資の限度額を拡充してほしい。

## 3 対応策

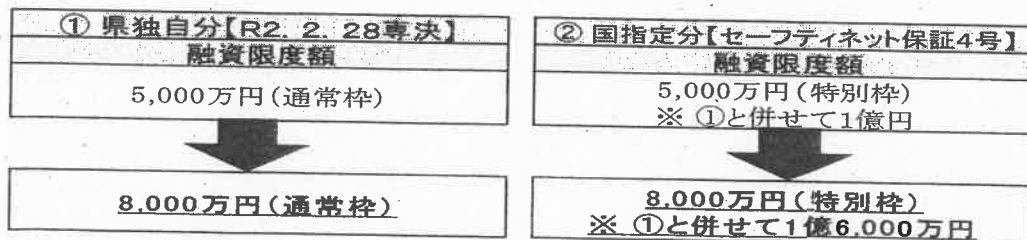
### (1) 熊本地震分の借入残の借換えを認める

①県独自分、②国指定分のいずれの制度についても、熊本地震に係る借入（保証付き）の借換えを可能とし、1年間の返済猶予と返済期間の延長による月々の返済負担軽減を実現する。

※イメージは「別紙」のとおり

### (2) 融資限度額の拡充

①県独自分の通常枠5,000万円及び②国指定分の特別枠5,000万円の融資限度額を、中小企業信用保険法上の無担保保険の上限額である8,000万円にそれぞれ拡充する。



### (3) 融資枠として100億円を追加

4 制度拡充後の概要

	① 県独自分【R2. 2. 28専決】	② 国指定分【セーフティネット保証4号】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少  又は  ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(20%以上)  かつ  ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少(20%以上)
融資限度額	8,000万円(通常枠)	8,000万円(特別枠) ※①と併せて1.6億円
融資期間	1年 ~ 10年(据置期間 1年以内)	
上限利率 (償還期間による)	~ (上限 年1.70%以内 ~ 年2.30%以内)	~ (上限 年1.50%以内 ~ 年2.00%以内)
保証料率の 利用者負担	0.00%(県が全額補助)	
借換え	熊本地震分(※)について可能	
取扱開始	令和2年3月10日(予定) ※令和2年3月2日から開始した拡充前の制度利用者も対象	

※熊本地震に関する熊本県制度融資(SN4号、激甚、小規模事業者おうえん資金(一部))、及び市町村の熊本地震に関する特別融資分

【参考】熊本地震による借入分の借換え（イメージ）

＜借換えを認めない場合（現行）＞

○返済済み額で生じた枠を利用し追加で借入するパターン（支払いが二重となる）

○現在借入額  
：5,000万円  
○融資期間  
：10年  
（うち1年据置）

返済済み：4年	残高	：約3,400万円
	返済額	：約50万円/月①
	残存期間	：6年

●追加借入額②  
：1,600万円  
●融資期間  
：10年  
（うち1年据置）

追加借入れ：約1,600万円（借入合計：5,000万円）		
返済額：（1年目：据置期間中）金利のみ 約2.2万円/月② （2年目以降）元金、金利支払い 約16万円/月②		
1年目	2年目～6年目	7～10年目
返済合計額（①+②+②'）	約52.2万円/月	約66万円/月 約16万円

＜借換えを認める場合＞

○借入残高のみを借換えするパターン

⇒1年間の元金返済猶予、月々の返済負担額が軽減される

○借換え額  
：3,400万円  
○融資期間  
：10年  
（うち1年据置）

返済額：（1年目：据置期間中）金利のみ 約4.6万円/月③ （2年目以降）元金、金利支払い 約35万円/月③'	
1年目	2年目～10年目
返済合計額（③+③'）	約4.6万円/月 約35万円/月

○借入残高の借換えに加え、新規の借入れを行うパターン

⇒月々の返済負担額が軽減することにより、従来の返済額により、追加の借入れが可能となる

○借換え + 新たな借入れ  
（3,400万円）（1,600万円）  
=合計 5,000万円

返済額：（1年目：据置期間中）金利のみ 約6.8万円/月④ （2年目以降）元金、金利支払い 約50万円/月④'	
1年目	2年目～10年目
返済合計額（④+④'）	約6.8万円/月 約50万円/月

○融資期間  
：10年  
（うち1年据置）



農林漁業者向け金融支援制度の創設について  
(新型コロナウイルス対策経営安定資金：融資枠40億円創設)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が悪化した農林漁業者が、今後の経営に支障を来さないよう、保証料不要で3年間の無利子貸付金制度を創設するとともに、既存の農林漁業セーフティネット資金も3年間の無利子化を実施します。

1 制度の概要

資金名	①新型コロナウイルス対策 緊急支援資金	②新型コロナウイルス対策 セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、農林漁業収入が前期より10%以上減少した(見込み)等の市町村長の証明を受けた農林漁業者	
貸付対象	運転資金(肥料、農薬、資材費、その他経営の維持に必要な経費等)	
融資枠	23億円	17億円
貸付限度額	1,000万円	600万円 ※
貸付金利 (R2.2.20現在)	1.40%	0.10%
利子補給 負担割合	県：市町村：金融機関 5：2：3	県：市町村 1：1
利子補給期間	3年以内	
融資機関	金融機関	日本政策金融公庫
保証料	0% (全額補助) 県：市町村 1：1	—

※簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることができます。

2 特徴

- 保証料無しでの新たな資金の創設  
保証料を県と市町村で全額補助し、無担保・無保証人で借り入れできる緊急支援資金を創設。
- 資金の3年間無利子化  
県・市町村・金融機関で利子補給を行い3年間無利子化。

### 3 借入時期

金融機関及び市町村との協議が整い次第直ちに。

### 4 制度に関する相談について

相談先：団体支援課直通 096-333-2371

※農林漁業セーフティネット資金とは

農林漁業経営の意欲と能力を有しながら、災害や経営環境  
の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状  
況が悪化した農林漁業者に対して金融措置を講じる融資制度

【問い合わせ先】

団体支援課 門崎

(内線 5330)



# 「新型コロナウイルス感染症の熊本経済への影響の最小化」 のための緊急要望

令和2年（2020年）3月9日

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
経済産業大臣	梶山	弘志	様
国土交通大臣	赤羽	一嘉	様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本市長 大西 一史

新型コロナウイルス感染症は全国に広がり、本県でも6人の感染者が確認されております。特に、経済への影響は、様々な業種に広がり、また、日々深刻さを増しており、県内経済にも甚大な被害を及ぼしております。このような中、熊本県・熊本市では、去る3月6日に県内8つの経済団体と「県内経済への影響に関する緊急意見交換」を行い、様々な事業者、現場の生の声を伺いました。

熊本県・熊本市では熊本地震という未曾有の災害に見舞われ、未だ復興の途上にあります。その中で、今回の事態により、熊本地震との二重の負担を強いられ、県内経済はかつてない危機的状況に直面しております。そこで、地域の事業者の意見などを踏まえ、以下のとおり緊急要望をいたします。

## 提案・要望事項

- ① 雇用調整助成金の拡充
  - ・ 熊本地震と同等の助成率の引き上げ
  - ・ 対象とならない個人事業主等への新たな支援制度の創設
- ② セーフティネット保証制度の要件緩和
  - ・ 地域指定における期限の延長及び償還期限などの要件緩和
- ③ 国税等の申告・納付期限の延長
- ④ 持続化補助金の上限額の拡大
- ⑤ 早期の「安全宣言」とV字回復に向けた力強い経済対策の速やかな実施

## 【現状・課題等】

- ① 県民の雇用の安定を図るとともに、企業が人手不足の中で確保した貴重な人材を引き続き雇用していくことなどのため、熊本地震と同等の雇用調整助成金の助成率の引き上げ(大企業 1/2⇒2/3、中小企業 2/3⇒4/5)による事業者の経済的負担の軽減が必要である。  
また、助成金の対象とならない個人事業主等への新たな支援制度の創設が必要である。
- ② 観光業や飲食、サービス業などでは売上げが激減するとともに、製造業ではサプライチェーンの寸断により生産活動に影響が生じている。更に、この影響の長期化や先行きが見通せないことなどへの懸念から、事業者の事業継続意欲は著しく低下する恐れがある。そのため、先般、地域指定されたセーフティネット4号の指定期間の延長とともに、償還期限や据置期間などの要件緩和が必要である。
- ③ 急激な売上げ減少と先行きの不透明感があり、人件費や家賃など運転資金が不足する中、税等の納付が大きな負担となっている事業者が多くいるため、国税や社会保険料についても、申告期限や納期限を延長する必要がある。
- ④ 持続化補助金の上限額の拡大によって事業の再生が力強く後押しされた熊本地震の経験を踏まえ、事業者が取り組む既存事業の変革や新分野への進出等を力強く支援するため、同補助金について、熊本地震と同等の上限額(200万円)へ引き上げる必要がある。
- ⑤ 国内外からの観光誘客の促進や消費者の購買意欲の向上等により、経済・雇用の早期安定を図るため、今後の状況の推移を見極めながら、県民に安心感を与える「安全宣言」の発出と、例えば熊本地震の際の「ふっこう割」や国内外へのプロモーションなど、V字回復に向けた力強い経済対策の速やかな実施が必要である。